

木の文化を支える森づくり活動の公示

平成31年 2月27日

沖縄森林管理署長 宮 俊輔

沖縄森林管理署では、下記のとおり木の文化を支える森づくり活動の協定の更新を予定している
ので公示します。

この活動についてご意見のある方は、下記9に従って期日までに提出していただきますようお願い
いたします。

記

1 協定の区分・目的

「木の文化を支える森」

地域の伝統文化などを後世に継承していくための森林づくり活動のフィールドの提供を目的
としています。

2 活動希望者の名称

首里城古事の森育成協議会 会長 照屋 寛孝

3 対象予定区域の森林の位置及び面積、概要（森林の現況等）

(1) 所在地： 沖縄県国頭郡東村 平良国有林1り林小班

(2) 面積： 0.68ha

(3) 法令制限： なし

(4) その他： 対象予定地は、将来の首里城修復に用いる木材を育てる森づくり（イヌマキ、
イジュ等）を行い、併せて沖縄に伝わる木の文化、森林・林業について理解を
深める森林環境教育の場を提供することを目的としています。

4 活動希望内容

植栽木等の育樹作業、森林環境教育等の活動を予定しています。

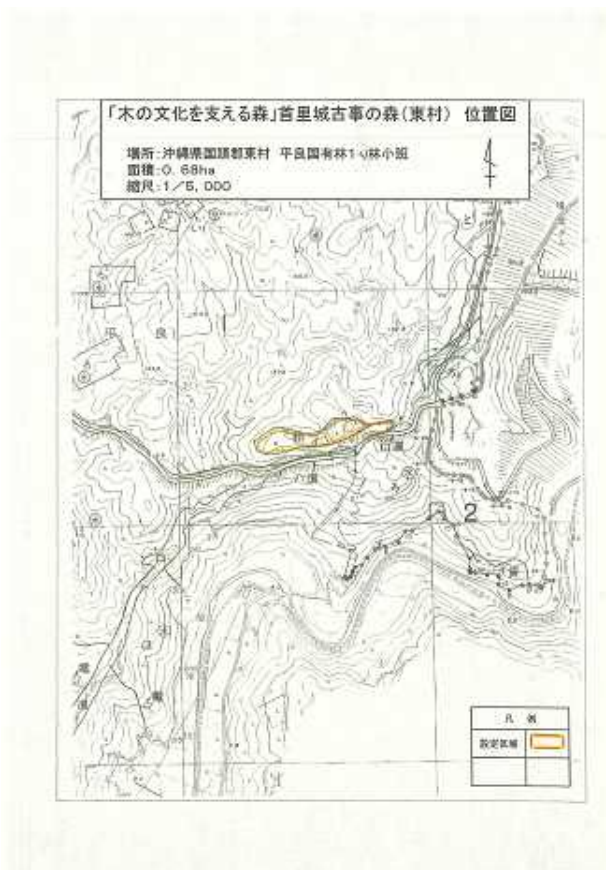
5 協定の予定有効期間

平成31年4月（協定締結の日）～平成35年3月31日

6 地図（対象予定箇所）



① 位置図



② 拡大図

7 写真



① 古事の森の様子



② 古事の森の下刈作業の様子

8 公示期間

平成31年2月27日～平成31年3月27日

9 意見の申立方法

(1) 意見の申立方法

①郵便の場合 〒900-0025 沖縄県那覇市壺川3-2-6 壺川ビル3階
沖縄森林管理署

②ファクシミリ 098-918-0211

(2) 提出期限

平成31年3月27日

(3) 意見の提出の留意事項

ア 意見を提出される方の氏名、住所、電話番号（法人その他の団体は、その名称代表者氏名及び主たる事務所の所在地及び電話番号）を記載して下さい。

なお、意見提出者の氏名、住所、電話番号は、意見に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。

イ 意見は日本語で記載して下さい。

ウ 電話及び面談による意見はお受けできません。

(4) 提出された意見の処理方法について

頂いた意見につきましては、国民参加の森林づくりの推進に参考にさせて頂き、意見の趣旨及び当該件の処理結果を公表します。

なお、意見を提出頂いた方の氏名等は公表致しません。

1 0 お問い合わせ先

沖縄森林管理署

担当者：森林技術指導官

TEL：098-918-0210 FAX：098-918-0211